

家電リサイクル券システム
取扱店(者) 各位

一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター

消費税率引上げに係る経過措置等についてのお知らせ

日頃は、家電リサイクル券システムの運営にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標題の件、2019年10月1日より消費税率の引上げが実施されることに伴い、再商品化等料金（以下、「リサイクル料金」といいます。）の変更と共に、消費税率引上げに係る経過措置（2014年9月30日付け「消費税法施行令の一部を改正する政令（改正令附則5⑤）」）が適用されます。

つきましては、その経過措置の適用方法をお知らせいたしますので、ご理解及びご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 消費税率引上げに係る経過措置について

消費税率引上げに伴いすべての製造業者等及び指定法人において、特定家庭用機器が廃棄物となったもの（以下、「廃家電」といいます。）のリサイクル料金の改定が行われます。

本年10月1日に変更される消費税率により改定されるリサイクル料金の用語の定義は以下の通りです。

用語の定義：

旧料金＝2019年9月30日時点でのリサイクル料金（税込）（消費税率8%）

新料金＝2019年10月1日時点でのリサイクル料金（税込）（消費税率10%）

経過措置料金＝通常メーカーコード^①+100番で設定された旧料金（税込）（消費税率8%）

（経過措置料金の製造業者等名の略称は、現在の略称の後に「(旧)」等の字を追記します。）

また、すべての製造業者等及び指定法人の新料金は、原則、次のアまたはイを満たしているものに適用されます。

ア) 家電リサイクル券の交付日（引取日）欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外の
もので、かつ、指定引取場所への引渡日が10月1日以降のもの。

イ) 家電リサイクル券の交付日（引取日）欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、
かつ、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降のもの。

今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率引上げに係る経過措置について定めた法令等に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、リサイクル料金は、以下のように扱われます。

ただし、消費税率改定前後によるリサイクル料金の取り扱いに係る運用のため、料金販売店回収方式の家電リサイクル券（グリーン券）の様式を変更し、「再商品化等料金 領収日」欄を追加します。8月以降出荷分のグリーン券より変更しています。

「交付日（引取日）」欄の記載は、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に定められた小売業者の義務になっていますが、「再商品化等料金 領収日」欄の記載は家電リサイクル法に規定されているものではありません。

消費税率引上げに係る経過措置を含めて表に示すと次のようになります。

		家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)欄の記載内容		
		2019年9月30日 以前の日付のもの	2019年9月30日 以前の日付以外のもの	
			再商品化等料金の 領収日欄の記載が 2019年9月30日以前 の日付のもの	再商品化等料金の領 収日欄の記載が2019 年9月30日以前の日 付以外のもの
指定引取場所 引渡日	2019年10月1日より 2019年12月31日まで	旧料金適用	旧料金適用	新料金適用
	2020年1月1日以降	持込者の申告によ り旧料金を適用	持込者の申告によ り旧料金を適用	
		持込者の申告がな い場合、新料金を 適用	持込者の申告がな い場合、新料金を適 用	

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

ただし、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降の場合、廃家電の持込者の申告により旧料金の適用が可能です。

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が、2019年9月30日以前の日付以外のもので、かつ再商品化等料金の領収日欄の日付が2019年9月30日以前のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が2019年10月1日から12月31日までの場合、旧料金が適用されます。

ただし、指定引取場所への引渡日が2020年1月1日以降の場合、廃家電の持込者の申告により旧料金の適用が可能です。

なお、交付日(引取日)欄の記載がないもの、判読不可のもの、ありえない日付等は、2019年9月30日以前の日付以外のもものと見なされます。

2. 消費税率引上げに係る経過措置の注意事項について

(1) 交付日(引取日)欄と再商品化等料金の領収日欄の記載と新・旧料金の適用について

- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が当該家電リサイクル券に係る廃家電に適用されるリサイクル料金の決定に大変、重要になります。お客様から廃家電を引き取った場合、必ず、交付日(引取日)欄に交付日(引取日)を記載いただきますようお願いいたします。
- ・今回、初めてリサイクル料金に適用される消費税率引上げに係る経過措置について定めた法令等に則り、料金改定の経過措置期間は2019年10月1日から2019年12月31日までとし、新・旧料金の適用は、交付日(引取日)欄の記載日付と再商品化等料金の領収日欄の記載日付により前表のように扱われます。その際、旧料金適用のため、必要に応じて再商品化等料金の領収日欄に領収日付を記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載が2019年9月30日以前である場合、旧料金をお客様から領収いただき、必ず、指定引取場所に2019年12月31日までに引き渡していただきますようお願いいたします。交付日(引取日)欄の記載が2019年10月1日以降の場合は、新料金をお客様から領収してください。

(2) 旧料金と新料金のデータ表示について

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容等により、適用するリサイクル料金が異なるため、その対応として、2019年10月1日から2019年12月31日までの間、指定引取場所での引取登録において、以下のとおり、製造業者等名コードを分けて家電リサイクル券センター(以下「RKC」という。)に登録することで、旧料金と新料金の区分けを行うこととします。

【旧料金と新料金の製造業者等名コード】

①製造業者等名コードの記入方法

家電リサイクル券の製造業者等名コードは、旧料金及び新料金に係わらず、通常通り、本通知の発信日現在、設定されている製造業者等名コード(以下「現状コード」という。)を記載願います。または家電リサイクル券の製造業者等名欄(現状コードが記載)にチェックをお願いいたします。

②「新料金適用」の製造業者等名コード

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が2019年9月30日以前の日付以外のもの、かつ、指定引取場所引渡日が2019年10月1日以降の場合、原則、新料金が適用になり、現状コードが使用されます。ただし、再商品化等料金の領収日欄の日付により旧料金が適用される場合がありますので、前表をご確認願います。

③「旧料金適用」用の製造業者等名コード(以下「(旧)コード」といいます。)

家電リサイクル券の交付日(引取日)欄の記載内容が2019年9月30日以前のもの、かつ指定引取場所引渡日が2019年10月1日～2019年12月31日の間の場合、指定引取場所では、(旧)コードで登録しますので、旧料金が適用になります。なお、家電リサイクル券には、現状コードをそのまま記載願います。

- ・原則、(旧)コードは、現状の製造業者等名コード+100番で設定します。指定法人(その他)の999は、-100番の899とします。
- ・当該コードに対応する製造業者等名の略称(請求書等への印字に使用しています。)については、原則、現在の略称の後に「(旧)」の字を追記しますが、合計が10文字を超える場合は、従来の略称名の最後を短縮したり、「(旧)」や「旧」を追記したりする場合があります。

例)パナソニック(株)の場合

現状コードと略称	100	パナソニック
(旧)コードと略称	200	パナソニック(旧)

(3)提供データについて

RKC から取扱店(者)様に提供している以下のデータにつきましても、前述の製造業者等名コード、製造業者等名略称での運用となりますので、ご留意願います。

- ・RKC ホームページ「取扱店システム」の「引取券照会」画面
- ・RKC ホームページ「排出者向け引取確認」画面
- ・RKC システムへのネットワーク接続による振込店様向請求データ

※製造業者等名コードのマスタは、RKC ホームページの取扱店システム等で取得可能です。

以 上